

所管部課	都市建設部都市計画課	部長	鈴木 菜穂美			
件名	多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸に関する覚書について		区分		1 審議事項 <input type="radio"/>	
関係事項	条例規則					
	部課機関	市民部課税課				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>令和2年1月23日付で、東京都、武蔵村山市、瑞穂町、多摩都市モノレール株式会社との間で締結した、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸に関する基本協定書第7条の規定に基づき、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸を行う場合に必要となる多摩都市モノレール株式会社への具体的な支援内容を定めるため多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸に関する覚書を締結するものである。</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>① 武蔵村山市及び瑞穂町が行う経営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ3億3,060万円を出資する。 ・それぞれ15億円を貸し付ける。 <p>② 東大和市、武蔵村山市及び瑞穂町が行う経営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）額及び都市計画税額の100%相当額を、償却資産の課税初年度から当面30年間減免する。 <p>(3) 影響及び効果</p> <p>沿線市町の多摩都市モノレール株式会社への経営支援について定めることにより、関係者間の協議・調整が加速する。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和2年1月23日 多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸に関する基本協定締結 令和2年1月24日 東京都が多摩都市モノレールの整備（箱根ヶ崎方面への延伸）について、現況調査及び基本設計等の経費を令和2年度予算案に計上</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、覚書の締結に関する事務を進めたい。 覚書締結後、市議会議員へ情報提供したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。